

パブリックコメント手続結果

1 案件名

門真市自殺対策計画（素案）

2 意見募集期間

平成31(2019)年1月17日（木）から同年2月5日（火）まで

3 実施機関（担当所管課）

- (1) 名 称：保健福祉部 障がい福祉課
- (2) 電話番号：06-6902-6154

4 閲覧場所

- (1) 障がい福祉課
- (2) 市情報コーナー（市役所別館1階）
- (3) 市役所本館入口
- (4) 南部市民センター
- (5) 保健福祉センター
- (6) 門真市民プラザ
- (7) ルミエールホール
- (8) 市民交流会館・中塚荘
- (9) 市立公民館
- (10) 文化会館
- (11) 図書館本館
- (12) 老人福祉センター
- (13) 高齢者ふれあいセンター
- (14) 女性サポートステーション(WESS)
- (15) 市ホームページ

5 受付した意見の件数等

5件5名の方から意見が出されました。

うち1件は、門真市パブリックコメント手続制度要綱第8条第2項第3号（内容が意見等を求めている案件に関連のないもの）に該当するため公表いたしません。

6 意見に対する考え方

寄せられた意見のうち、1件の意見について素案に反映いたします。

また、意見に対する市の考え方は以下の通りです。

門真市自殺対策計画（素案）に対する意見

課題項目	意見の概要	意見等に対する市の考え方
①第5章 施策の展 開	○自殺したいと思ってしまう人達の話をもっと聞いたりする場所が必要。	○自殺の原因や動機となる様々な悩みを抱える人が適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、相談窓口の周知や充実を図るとともに、関連する分野の機関・団体が連携して取り組んでいきます。 <u>(P38～39 『基本目標1 地域におけるネットワークの強化』(1)地域における相談窓口の充実 主な取組「○地域における相談窓口の情報提供」「○本市役所各課の窓口における相談窓口の情報提供」「○様々な生活の悩みを受け付ける窓口の充実」を参照)</u>
②第5章 施策の展 開	○傾聴ボランティア養成講座への参加意向について参加したいという回答者が6%にとどまったことに関して、大変な危機感を感じる。 毎月開催の傾聴サロンでは民生委員から紹介された方々がこころの内を吐露しに来る。しかし現状はまだ少数である。自殺対策の機関、多職種および地域ネットワークの中に傾聴ボランティアの存在が知られていないのではないかと懸念する。 自覚があり具体的な相談事項がある市民より、追い込まれていく過程での早い段階、いわば未病の域とも言える段階に関われるのが傾聴ボランティアである。また、ゲートキーパーの基本は傾聴にある。門真市民に傾聴ボラ	○自殺防止対策を更に推進していくために、各分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にしたゲートキーパーの養成とともに、傾聴ボランティアの養成等を展開し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していくことが重要であると考えます。そのため、下記の内容を追加いたします。 【追加項目】 <u>○傾聴ボランティアの周知</u> <u>○傾聴ボランティア養成講座及びゲートキーパー研修受講者の推奨</u>

	<p>ンティア活動を広く周知し、傾聴の意義について理解してもらうとともに、市民誰もが傾聴ボランティア活動が出来る人材となるように養成講座の広報と継続を望む。</p>	
<p>③第5章 施策の展開</p>	<p>○私は2つの難病診断を受けています。難病により就業がしづらく、生活困窮を感じています。もし、私に対する父の経済的支援がなければ、自殺を考えていたと思います。</p> <p>生活困窮者に対して、医療支援・再就職支援・障害者支援、この3つの支援がないと私は自殺に移行すると推定します。生きるより死んだ方が楽と感じると自殺すると推定します。</p> <p>行政が、医療面・経済面また障害等の話を聞くことで、自殺を減らすことができると思います。</p>	<p>○障がいのある方や生活困窮者も含めたすべての人々が安心して生きがいを持って生活をする事ができるよう、様々な課題に関する相談の窓口を運営し、かつ相談内容に応じて適切な制度や相談機関へつなぐよう努めてまいります。</p> <p><u>(P57 『基本目標6 様々な対象に応じた自殺対策の展開』(2)生活困窮者・無職者・失業者 主な取組「○生活困窮者への相談窓口」を参照)</u></p>
<p>④第5章 施策の展開・第6章計画の推進</p>	<p>○自殺防止対策の具体的案件を示して、その意見に回答を求めるべきではないか。</p>	<p>○具体的案件については、第5章施策の展開において、6つの基本目標に向けた主な取組で示しています。また、今後の自殺防止対策については、第6章計画の推進において、本計画のPDCAサイクルによる適切な進行管理を行い庁内関係部局において、その進行状況に応じて事業・取組を適宜改善等をしていきます。</p> <p><u>(P38～60 第5章 施策の展開、P61 第6章 計画の推進 を参照)</u></p>